

寄付金取扱要領

公益社団法人日本火災学会(以下「本会」という。)総務委員会規程第1条第13号の規定に基づき、寄付金取扱要領を次のように定める。

1. 目的

この要領は、本会の目的を達成するため、個人または法人から行われた寄付に関する取扱いについて定める。

2 寄付の用途

寄付金は、本会の主たる目的である事業に使用する。

3. 寄付申し込みの手続き

寄付者は、寄付申込書に、氏名、住所、寄付金額などを記入し、本会の事務局に提出する。

4. 寄付申し込み内容の審査

寄付申込みがあった場合は、組織規程第6条の総務委員会(以下「総務委員会」という)にて申し込み内容を審査し、常務理事会で審議、承認する。ただし、審査、審議の結果、本会の目的にあわない場合には寄付を辞退する。

5. 寄付の受領

常務理事会は、本会事務局に対し、寄付金を該当する資金に繰り入れるように指示する。

6. 寄付時の公表

総務委員会は、寄付金の受領後、寄付者の氏名、所属、寄付金額などを会誌へ掲載し、寄付者に対して感謝の意を表す。ただし、寄付者が公表を希望しない場合はこの限りでない。

7. 感謝状の贈呈

高額寄付者には、本会より感謝状を贈呈する。なお、高額の判断は、総務委員会で審議し、常務理事会の承認を得る。

8. 寄付金管理台帳への記録

本会事務局は、寄付者の氏名、所属、住所、寄付金額、寄付年月日などを「寄付金管理台帳」へ記載し、当該台帳を永久に保管する。

9. 要領の変更

この要領の変更は、常務理事会の議決を経るものとする。

10. 付則

平成 24 年 12 月 10 日設定

平成 24 年 12 月 10 日適用

平成 29 年 1 月 26 日適用